

丹波市議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定による丹波市議会の請求に基づく監査

第2 監査の対象

平成17年度、平成18年度及び平成19年度の丹波市立中学校ヘルメット購入補助金交付状況について

第3 監査の期間

平成20年3月28日から平成20年5月21日まで

第4 監査の方法

監査の方法は、あらかじめ教育委員会学事課から監査に必要な関係資料の提出を求め、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、教育委員会職員、中学校関係教職員、事務職員に対し、聞き取り調査を行い、関係諸帳票の内容確認及び照合等による監査を行った。

第5 監査の着眼点

平成17年度、平成18年度及び平成19年度の中学校ヘルメット購入補助金交付状況が、丹波市立中学校ヘルメット購入補助金交付要綱（平成17年1月18日、丹波市教育委員会訓令第2号）に基づき、適正な事務処理並びに補助金の目的に沿った交付がされたか等を主眼とした。

第6 監査の結果

(1) 事実の確認

平成20年4月3日、丹波市教育委員会において地方自治法第199条第8項に基づく監査資料の事前調査及び資料の収集を実施した。同調査資料により、平成20年4月8日付け丹監第19号で丹波市教育委員会教育長に対し、監査の実施を通知し、平成20年4月21日から4月30日までの間、丹波市立中学校及び丹波市教育委員会におもむき実地監査を行った。

丹波市立中学校ヘルメット購入補助金の交付状況は別記のとおりである。

(2) 監査の意見

ヘルメットは、中学生が自転車で登下校するうえで、交通安全上、極めて重要な保護用具であって、本補助事業は、こうした観点から中学生の安全を確保し、保護者負担の軽減を図る趣旨のもとに実施されたものである。しかしながら、次に記載するように、この補助金の趣旨が事業に反映されずに、また、不適切な事務処理がなされ、生徒や保護者等に多大の不信感を与えたことは遺憾である。

まず、補助事業の根幹となる丹波市立中学校ヘルメット購入補助金交付要綱第3条において、「補助金は、ヘルメットを購入した経費の2分の1とし、1,000円を限度とする。」と規定されているにもかかわらず、補助金交付申請書様式に「内訳 1000円× 人分」といった補助単価が一律1,000円であるかのような記載がされていた。このことが要因となり、柏原中学校（平成18年度、平成19年度）、市島中学校（平成17年度、平成18年度、平成19年度）及び春日中学校（平成18年度）においては、誤った補助金額を申請され、教育委員会においても精査のないまま補助金の交付を決定されていた。いずれの事務段階においても「補助金根拠の確認」という基本的意識が欠如していたと思われる。

次に、柏原中学校及び氷上中学校では、平成17年度、ヘルメットの購入事実及び購入価格の確認がないまま、補助金請求がされていた。「購入予定者には一括購入を。購入済者からは委任状・領収書を収集して補助金の一括請求を。（平成17年4月14日付け学事課学事係事務連絡）」という事務連絡だけで教育委員会の事前の指導も十分でなく、学校においても購入済者の購入時期、購入価格等の確認方法等細部の取り扱いについて教育委員会への十分な協議・確認をせずに、単に委任状等の提出があった保護者をすべて購入済者として事務処理をしていた。

氷上中学校においては、平成18年度及び平成19年度、補助事業制度そのものを保護者に知らせることなく、新入生の保護者を全員ヘルメット購入済者として不適正に補助金申請し、交付を受けた補助金を長期にわたり保護者に交付しないまま学年会計に放置していた。補助金の不正流用の事実はなかったが、補助金の不適正な申請及び放置は、その事業趣旨が反映されておらず、不正受給と言わざるを得ない。

青垣中学校では、平成17年度は補助申請がされていない。周知期間が不足するとの学校の判断であるが、ヘルメットを購入した保護者には、不利益が生じている。中学生の交通安全を願う事業趣旨を考えると、大変残念なことである。

市島中学校では、平成17年度、補助金の請求をしながら、その根拠となったヘルメット購入生徒の名簿を廃棄されている。文書の保存年限については、文書取

扱要綱等に基づき適正な取扱いをされたい。

この補助金は制度上、中学校在学中1回を限度として補助金の交付を可能としているが、いずれの学校においても入学準備期間に購入されたもののみを対象としている。各学校におけるヘルメット購入業者の決定、購入価格の決定の方法について検討を加えるとともに、補助金交付要綱及びその運用について再点検することが必要である。

なお、柏原中学校及び市島中学校においては、過払い補助金を現校長が自ら市に返還している。補助金交付要綱第6条に準拠した対応をされたい。

以上、ここに指摘した事項の多くは、学校での事務の遂行上に問題があるが、それらを総括・指導する教育委員会の責任も重大であり、これらの是正を早期に実施し、市民の信頼回復を図られるよう強く望むものである。